

各スポーツセンター等における設備専用利用料の過誤徴収について

指定管理者が管理運営している幸・高津・宮前・多摩・麻生スポーツセンター及び川崎市民プラザにおいて、平成26年4月から令和6年5月までにスポーツ設備等を利用した方から徴収した設備専用利用料の一部について、料金を過誤徴収（総額2,129,765円、302団体・個人、延べ1,938件）していることが判明しました。

御迷惑をおかけいたしました利用者の皆様に深くお詫び申し上げます。

なお、過誤徴収した設備専用利用料については、今後、返金手続きを行ってまいります。

1 内容

指定管理者が管理運営している施設において、施設（体育室や武道室等）の利用料金とは別に、利用者がスポーツ設備等（運動器具や電源使用等）を利用する場合には設備専用利用料（1コマ単位。1日4コマ）を徴収していますが、施設を全日（4コマ）利用する方がスポーツ設備等も合わせて全日（4コマ）利用する場合には、条例上3コマ分の設備専用利用料を徴収するところ、誤って4コマ分の料金を徴収していたものです。

2 経過

平成24年12月	・川崎市スポーツセンター条例を改正（公布）（今回の事案となった別表料金を改正）
平成26年4月	・改正後の川崎市スポーツセンター条例施行
平成26年6月	・川崎市民プラザ条例を改正（公布）（今回の事案となった別表料金を改正）
平成27年4月	・改正後の川崎市民プラザ条例施行
令和6年5月8日	・宮前スポーツセンターにおいて、改めて条例の内容を確認したところ全日利用した際の設備専用利用料を多く徴収していることが判明
令和6年5月～8月上旬	・影響額の調査及び確定作業を進めるとともに、旧指定管理者に対して状況説明及び対応について協議
令和6年8月20日	・該当する6施設において、現指定管理者及び旧指定管理者との調整が完了

3 対象施設名・誤徴収の対象者、金額

施設名	対象者	誤徴収額	指定管理者
幸スポーツセンター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3	件数:57件 団体・個人数:12件	98,295円	・平成26年度～令和2年度:(株)明治スポーツプラザ
高津スポーツセンター 川崎市高津区二子3丁目15番1号	件数:283件 団体・個人数:68件	444,960円	・平成26年度～令和2年:SELF高津スポーツセンター事業体 ・令和3年度～:NPO法人高津総合型スポーツクラブ SELF
宮前スポーツセンター 川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号	件数:449件 団体・個人数:84件	584,740円	・平成26年度～平成27年度:(株)明治スポーツプラザ・(公財)川崎市スポーツ協会共同事業体 ・平成28年度～令和2年度:フクシ・ハリマ共同事業体 ・令和3年度～:フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体
多摩スポーツセンター 川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号	件数:703件 団体・個人数:84件	532,320円	・平成26年度～令和2年度:※(株)多摩オールフラッツ ・令和3年度～:たまスポーツムーブメント共同事業体
麻生スポーツセンター 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号	件数:421件 団体・個人数:46件	466,850円	・平成26年度～令和2年度:シンコースポーツ(株) ・令和3年度～:あさおスポーツムーブメント共同事業体
川崎市民プラザ 川崎市高津区新作1丁目19番1号	件数:25件 団体・個人数:8件	2,600円	・平成27年度～令和元年度:市民プラザNTJ共同事業体 ・令和2年度～:川崎みらい創造グループ
計	件数:1,938件 団体・個人数:302件	2,129,765円	

※(株)多摩オールフラッツはPFI事業のために設置された特別目的会社であったため、令和3年7月30日に解散していますが、平成26年度～令和2年度の期間の過誤徴収についても全て返金していきます。

4 原因

各スポーツセンターについては、平成26年4月から一日当たりの利用コマ数を3コマから4コマへと増やすとともに、設備専用利用料については全日(4コマ)利用時でも負担が従前と変わらぬよう条例上3コマ分として扱うこととしましたが、このコマ数増加に伴う施設の利用料金と設備専用利用料の取扱いの差異について、市から各指定管理者に対する周知が不十分であったことから複数の施設において過誤徴収が発生したものです。

また、川崎市民プラザについては平成27年4月からは正しい取扱いとなっていました、平成29年6月以降、条例の解釈が不十分であり誤った取扱いがなされたことから同様に過誤徴収が発生したものです。

5 対応

該当期間の各施設の指定管理者及び旧指定管理者において、返金の準備ができ次第、対象団体・個人に郵送等で連絡し、経緯について説明・謝罪の上、全額返金してまいります。

6 再発防止

- (1) 条例の改正等により運用が変更となる際には、各指定管理者に対しその内容の周知及び理解促進のために、市側から説明会を実施します。また、指定管理者が変更となった際も、同様に対応します。
- (2) 指定管理者による料金提案時に、料金表、施設リーフレット、web ページ掲載内容等の確認を市及び指定管理者双方で確実にを行うとともに、定期的に過誤が発生していないかの確認を行います。

問い合わせ先

【スポーツセンターの条例及び全般に関すること】

川崎市市民文化局市民スポーツ室 荻田 電話044-200-3311

【幸スポーツセンターの管理運営に関すること】

川崎市幸区役所まちづくり推進部地域振興課 櫻井 電話044-556-6611

【高津スポーツセンターの管理運営に関すること】

川崎市高津区役所まちづくり推進部地域振興課 永田 電話044-861-3140

【宮前スポーツセンターの管理運営に関すること】

川崎市宮前区役所まちづくり推進部地域振興課 佐々木 電話044-856-3104

【多摩スポーツセンター管理運営に関すること】

川崎市多摩区役所まちづくり推進部地域振興課 上野 電話044-935-3130

【麻生スポーツセンター管理運営に関すること】

川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課 雨宮 電話044-965-5118

【川崎市民プラザに関すること】

川崎市市民文化局市民生活部企画課 佐藤 電話044-200-2246

(参考) 条文

【川崎市スポーツセンター条例 (改正後)】

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表 (第12条関係)

2 設備専用利用料

種別	単位	金額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 1回	1,210円
その他設備	1組、1キロワットその他1単位 1回	1,810円

備考

1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、**全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。**

【川崎市民プラザ条例 (改正後)】

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表 (第9条関係)

2 設備専用利用料

単位	金額
1本、1台、1列、1個、1枚その他1単位 1回	10,180円

備考

1 この表においては、午前、午後及び夜間（体育室にあっては、午前、午後1、午後2及び夜間）をそれぞれ1回として扱う。**ただし、体育室においては、全日の利用区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。**

※イメージ

施設を全日（午前・午後1・午後2・夜間 計4コマ）利用し、卓球台を1台（単価：50円）

利用した場合

器具・備品名	午前	午後1	午後2	夜間	正しい徴収額	誤った徴収額	返金額
卓球台	50円	50円	50円	50円	150円	200円	50円